

令和8年9月

お客様各位

## 手形小切手の振出期限日および入金・取立受付期限日について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼を申し上げます。

かねてよりお知らせしております通り、政府が掲げる「令和8年度末の手形・小切手の全面電子化」に向けて、当金庫では手形・小切手の振出期限日および入金・取立受付期限日を設けさせていただきます。  
まだ決済方法の電子化への移行がお済みでないお客様は、お気軽にご相談ください。

### 記

#### 1. 手形・小切手の最終振出期限日

当金庫を支払場所とする手形・小切手の振出期限日の設定は、令和8年9月30日（水）までとさせていただきます。

令和8年10月1日（木）以降に振出された手形・小切手は、当座預金からのお支払いができません。  
※自社の払戻しとしての小切手振出は引き続きご利用できます。

#### 2. 手形・小切手の入金受付期限日

支払場所が当金庫・当金庫以外のいずれの場合も手形・小切手の入金受付は、令和8年9月30日（水）までとさせていただきます。

#### 3. 手形の取立受付期限日

支払場所が当金庫・当金庫以外のいずれの場合も、手形の取立受付は令和9年3月26日（金）までとさせていただきます。

#### 4. 取立受付が可能な手形について

取立の受付が可能な手形については、支払場所が当金庫・当金庫以外のいずれの場合も支払期日が令和9年3月31日（水）以前のものであり、かつ支払場所が当金庫の場合は振出日が令和8年9月30日（水）以前のもの、支払地が当金庫以外の場合は当該金融機関が定めた振出期限以前のものに限らせていただきます。  
※振出日の記載のない手形は受付不可とさせていただきます。

#### 5. 代替サービスのご案内

当金庫では、インターネットバンキングからのお振込や電子記録債権（でんさい）、法人クレジットカードのご利用といった電子的な決済方法への移行をお奨めしております。

まだ決済方法の電子化への移行がお済みでないお客様は、この機会にぜひともご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上